

公認会計士・監査審査会外部労働者公益通報保護会議の設置等に関する規則

(設置)

第 1 条 公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）事務局に、外部労働者公益通報保護会議（以下「会議」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 会議は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（平成 17 年 7 月 19 日関係省庁申合せ）を踏まえ、審査会において、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及び法に基づく公益通報に準ずる通報の適切な処理の確保に関する業務を行う。

(組織)

- 第 3 条 会議は、事務局長を議長とし、総務試験課長、審査検査課長、総括調整官及び議長が指定する者を議員として構成する。
- 2 議長及び議員は、自らが関係する通報事案の処理に関与しないものとする。事務局長が通報事案に関係するときは、総務試験課長が議長の職務を代理する。
  - 3 会議は、議長及び議員（通報事案に関係する者を除く。）の 3 分の 2 以上の出席により開催するものとし、過半数の一致により議事を決する。
  - 4 会議の事務は、総務試験課において処理する。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、会議に関して必要な事項は会議が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 30 日より施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日公監審第 801 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 30 日公監審第 593 号）

この規則は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。